

令和6年 第2回定例会

**愛知中部水道企業団議会会議録**

令和6年7月25日

愛知中部水道企業団議会

# 令和6年第2回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	5

### 第 1 号 (7月25日)

議事日程	7
出席議員	7
欠席議員	7
説明のために出席した者の職氏名	7
職務のために出席した職員の職氏名	8
開会の宣告	9
諸般の報告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
企業長あいさつ	10
議会運営委員会委員長の報告	11
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	12
一般質問	12
議案第5号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決	23
企業長あいさつ	34
閉会の宣告	35
署名議員	36

令和6年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年7月10日

愛知中部水道企業団

企業長 近藤 裕 貴

1 期 日 令和6年7月25日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (15名)

1番	浅井	たかお	議員	2番	武谷	としお	議員
3番	月岡	修一	議員	4番	ごとう	みき	議員
5番	水野	たかはる	議員	6番	吉野	ゆうと	議員
7番	福安	金之助	議員	8番	阿部	憲明	議員
9番	藤川	仁司	議員	10番	川合	ともゆき	議員
11番	田崎	あきひさ	議員	12番	にしだ	亮太	議員
13番	若園	ひでこ	議員	14番	熊田	彰夫	議員
15番	加藤	宏明	議員				

不応招議員 (なし)

令和6年第2回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

発言 順序	氏 名 (質問方式)	一 般 質 問 内 容
1	ごとう みき (一問一答)	<p>愛知中部水道企業団水道料金審議会の事務局提案と審議の状況について</p> <p>《質問要旨》</p> <p>1 事務局として、令和7年6月1日から料金改定を行なった場合の数値で各シミュレーションを行い、資料をだしているのはどうしてですか。</p> <p>2 愛知中部水道企業団令和6年度予算編成方針において「個人消費は依然力強さを欠いており」と分析されています。このような情勢の中で水道料金改定を行なうことは住民生活を圧迫することにつながるのではないのでしょうか。</p> <p>3 料金審議会では、水道を利用する住民の生活実態をどのように捉えていますか。</p> <p>水は、生活に欠かせないものであり、過度な節約は、健康や衛生面にも支障をきたします。水道料金を値上げすることにより、入浴回数を減らすなど生活の質が下がることは想定されませんか。</p> <p>4 料金審議会において、いくつかの料金改定シミュレーションが示されましたが、全てにおいて、小口利用者の改定率が一番高くなっています。生活費に占める水道料金の割合が高い低所得者層の負担割合が最も高くなることが想定されます。これは、料金体系を見直す場合の公平性に欠けるのではないのでしょうか。</p> <p>5 第4回料金審議会で、事務局から「全国の水道企業団が抱える諸課題を要望書として集約し」国の関係省庁に対し陳情を行なったとの報告がありました。陳情項目に、水道料金の値上げを抑制するための項目も入っていますか。</p>

発言 順序	氏 名 (質問方式)	一 般 質 問 内 容
2	浅井 たかお (一問一答)	<p>愛知中部水道企業団管内における有機フッ素化合物（PFAS）の状況について</p> <p>《質問要旨》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 貴企業団は、PFASの検査をいつから始めましたか。</li> <li>2 現在、国が打ち出しているPFAS濃度の目標値（正式には「暫定目標値」）を超過した場合は、どのような対応を考えていますか。</li> <li>3 木曾川源流域やその近辺地域に、PFAS関連の事業所や産業廃棄物投棄等の有無について、確認はしていますか。</li> <li>4 このPFASについて、水道利用者に周知はしていますか。</li> </ol>

令和6年第2回愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

議案 番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
議案 第5号	ごとう みき	<p>議案第5号 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>令和5年度決算の特徴について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 決算書P.6 当年度純利益について</p> <p>10億4,870万5,362円の当年度純利益となり、前年度比で1,147万894円の増加です。物価上昇や有収水量が減少している中で、これだけの純利益が出せたのはどうしてですか。</p> <p>2 決算説明資料P.7 資金残高について</p> <p>留保資金が21億5,103万3,330円です。これは、アクア・シンフォニー計画の令和5年度留保資金見込14億7,399万円より、6億7,803万円多い金額です。毎年、計画時より留保資金が多く貯まっているのはどうしてですか。</p> <p>3 決算書P.40等 雑支出等について</p> <p>能登半島地震への支援費用は職員派遣の人件費なども含めてのべいくらとなりますか。この費用は、国からの補助金などで何割程度が補填されますか。</p>
	浅井 たかお	<p>議案第5号 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>決算の執行率とその理由について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 説明資料2ページの管路更新率や基幹管路、全管路の耐震化は目標値を上回っているが、7ページの配水設備改良費は繰越額を含めても執行率81.4%とやや低い。その</p>

議案 番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
議案 第5号	浅井 たかお	<p>理由は何か。</p> <p>2 7ページの工事負担金収入が執行率55.5%と大幅に低い。その理由は何か。</p> <p>3 6ページの雑収益が執行率143.9%と高い。概要には「行政財産目的外使用料他」とあるが、どのようなものがあるのか。</p>



第 2 回 定 例 会

( 第 1 号 )

## 令和6年第2回愛知中部水道企業団議会定例会

### 議事日程

令和6年7月25日午後2時00分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 一般質問

日程第6 議案第5号 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定  
について

---

### 出席議員（15名）

1番	浅井 たかお	議員	2番	武谷 としお	議員
3番	月岡 修一	議員	4番	ごとう みき	議員
5番	水野 たかはる	議員	6番	吉野 ゆうと	議員
7番	福安 金之助	議員	8番	阿部 憲明	議員
9番	藤川 仁司	議員	10番	川合 ともゆき	議員
11番	田崎 あきひさ	議員	12番	にしだ 亮太	議員
13番	若園 ひでこ	議員	14番	熊田 彰夫	議員
15番	加藤 宏明	議員			

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のために出席した者の職氏名

企業長	近藤 裕貴 君	副企業長	小浮 正典 君
副企業長	小山 祐 君	副企業長	佐藤 有美 君
副企業長	石橋 直季 君	代表監査委員	都築 一浩 君
局長	山田 紀夫 君	副局長	山田 浩司 君
次長（管理）	近藤 隆徳 君	次長（営業）	谷澤 英一 君
次長（技術）	鈴木 由紀夫 君	専門監兼総務課長	上村 知由 君

専門監兼建設課長 川本弘直君 経営企画課長 白井淳君

---

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務部局長 書記長	竹内稔君	経営企画課課長補佐	宮木智彦君
管財検査課課長補佐	成田英哉君	豊明市下水道課長	青山康德君
日進市下水道課長	石原直樹君	みよし市 都市建設部次長兼下水道課長	舟橋伸幸君
長久手市長 下水道課長	丸山賢一君	東郷町下水道課長	近藤道明君

---

### ◎開会の宣告

○議長（若園ひでこ議員） 令和6年第2回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についての1議案でございます。

慎重なる御審議をいただきますとともに、議会運営に御協力をお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は15名で、議員定足数に達しております。よって、令和6年第2回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

(午後 2時00分)

---

### ◎諸般の報告

○議長（若園ひでこ議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和5年度2月分から令和6年度5月分までの例月出納検査の結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

---

### ◎開議の宣告

○議長（若園ひでこ議員） それでは、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（若園ひでこ議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

---

◎企業長あいさつ

○議長（若園ひでこ議員） 日程第1、企業長より御挨拶をお願いいたします。

近藤裕貴企業長。

○企業長（近藤裕貴君） 皆さん、こんにちは。企業長の近藤でございます。

開会に当たりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和6年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本年1月1日に最大震度7を記録いたしました令和6年能登半島地震におけます本企业団の対応につきましては、石川県の七尾市などにおきまして応急給水支援を行い、3月30日までの74日間に延べ48名の職員を派遣してまいりました。被災地では、6月に入ってもなお余震が発生し、発災から約7か月近く経過した現在も避難所での生活を余儀なくされている多くの方々がおられます。被災地の復旧、復興には息の長い支援が必要であり、本年4月から水道行政が国土交通省と環境省に移管となり、国土交通省などの知見を活かし、上下水道一体での復旧が現在も行われているというところでございます。

このような中、今月8日、岸田首相が愛知県内の水道事業体を訪れ、人工衛星が発する電磁波やAIを利用して、水道管などの漏水や劣化の状況を管理している施設を視察されました。視察の後、岸田首相は、インフラの老朽化、あるいは人手不足が社会課題となる中、上下水道DXの技術を全国に広げるのを国として後押ししていくという考えを示されました。また、水道施設の老朽化や耐震化の遅れが、能登半島地震での長期の断水につながったとの指摘があることを踏まえ、本年10月までに、避難所など重要施設に係る全国の水道管などについて耐震化の状況を緊急点検する方針を明らかにしました。今後、本企业団におきましても、引き続きその動向に注視してまいりたいと存じます。

本日、定例会で御審議をいただきます案件は、令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についての1件でございます。

令和5年度の決算につきましては、業務営業用水の需要が増加いたしました。一般家庭での使用水量の減少が続き、有収水量は令和4年度に比べ減少をいたしました。

また、収益全体で見ますと、令和5年度は収益が給水収益の減少などにより減ったものの、費用において施設の大規模修繕がなかったことなどにより、当年度純利益は令和4年度を若干上回る10億4,871万円の計上となっております。

慎重なる審議を賜りまして、原案どおりお認めいただきますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（若園ひでこ議員） ありがとうございます。

---

#### ◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（若園ひでこ議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

11番、田崎あきひさ議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（田崎あきひさ議員） 議長より御指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果について御報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、7月10日午後1時30分及び本日午後1時30分より委員会を開催いたしました。

7月10日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますので、主なもののみ御報告申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第5号 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についての1件であり、議案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては一問一答方式で2名、議案質疑につきましては2名の事前通告がございましたので、その取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は制限を設けず、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め1議案、1人15分以内とし、質疑回数は同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

議事進行に格別の御協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。以上です。

○議長（若園ひでこ議員） 御苦労さまでした。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（若園ひでこ議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、2番、武谷としお議員及び9番、藤川仁司議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（若園ひでこ議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（若園ひでこ議員） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、通告順に発言を許します。

4番、ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） 4番、ごとうみきです。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

今回は、愛知中部水道企業団料金審議会の事務局提案と審議の状況についてです。

ここは議会ですので、料金審議会に提案する企業団の事務局としての姿勢、そして考え方を問うていきたいと思えます。

まず、値上げの時期についてお聞きいたします。

質問要旨の1、事務局として、令和7年6月1日から料金改定を行った場合の数値で各シミュレーションを行い、資料を出しているのはどうしてでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員の質問に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

仮に水道料金を改定しようとした場合、ある程度の周知期間が必要と考え、令和7年6月分からといたしました。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ある程度の周知期間とは、現時点でどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 議会でお認めいただいた後、5か月間程度と考えております。  
以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） この周知期間は、前回、前々回の改定時と同じ程度という期間でしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 同程度の期間を確保する予定でございます。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） それでは、料金審議会での答申を受けて、改定案が決まった時点で利用者への意見聴取、パブリックコメントなどは実施されますか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 料金審議会での答申が出ましたら、パブリックコメントで意見聴取をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

7月に第5回目、8月に第6回目、9月に第7回目の審議会日程が確認されております。当初の予定どおり、9月27日の第7回の審議会で答申が出されれば、秋にパブリックコメントを行い、12月の議会で料金改定の議案が出て、そして仮に可決されれば、令和7年6月1日からの値上げとなるということなのかと思います、今の答弁を見ますと。これは早過ぎるのではないのでしょうか。

以前の議会で、水道料金の改定には2年以上の期間を要する旨の答弁もありました。仮に、令和7年6月1日からの料金改定となった場合、第1回目の料金審議会が始まってから2年以内の改定となります。住民への十分な周知、意見聴取、また意見を聞いての反映はできるのか疑問です。せめてパブリックコメントでの意見を再度反映させた料金計画、財政計画を



練り直す時間的余裕が必要ではないでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） パブリックコメントの意見を再度反映させた料金計画、財政計画を練り直す時間的余裕が必要ではないかについてでございますが、料金審議会の委員は、構成市町の議会議員、公的団体の代表者、知識経験を有する方から構成されており、住民の皆様からの意見聴取はできているものと考えております。

従いまして、パブリックコメントでの意見につきましては、今後の事業運営の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 今御答弁で、住民の皆さんからの意見聴取はできていると考えているということでしたが、現時点において住民の皆様からの意見聴取は十分にできていないと私は思います。

値上げ案の周知もされていませんよね。料金審議会も非公開、資料も内容もホームページを見ないと分かりません。企業団の広報「ふれっしゅ水道」にも書かれていません。圧倒的多数の住民の皆さんが料金改定をすることすら知らない、伝えていないというのが今の現状ではないでしょうか。こういう下で、パブリックコメント期間と同時に住民の皆さんが今後知っていくのでしょうか。

そして、パブリックコメントの意見を今後の事業運営の参考にするとおっしゃるのであれば、意見の分析から再度の提案となると、議会提案までの時間が短過ぎると私は言わざるを得ません。また、アクア・シンフォニー計画の中間見直し令和8年度に行われると以前の議会で答弁がありました。せめてこの中間見直しに合わせ、周知をし、意見を聞き、反映すべきです。これ以前の料金改定は、時期尚早だと申し上げます。

また、令和8年度前でも料金改定があり得る場合として、県営水道の値上げの時期によってはその可能性がある旨の答弁もされています。県営水道の値上げ自体、私は容認できませんが、それでも今回の県営水道の値上げは、令和8年4月に2回目の値上げが行われても計5.6%の引上げです。しかし、料金審議会へ出されたシミュレーションはどれも料金改定率20%以上です。県営水道の値上げに便乗して、それ以上の料金負担率を県営水道第2回目の値上げ前に行うというのは道理があるとは到底思えませんが、いかがでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 水道料金の改定につきましては、令和5年7月議会で答弁いたしましたように、県営水道の値上げのみならず、収支の見通し、内部留保資金の状況、施設更新に係る投資計画などを総合的に勘案し、判断する必要がございます。このようなことから、現在、料金審議会にシミュレーションを提示させていただき、改定時期も含め、御審議をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

改定時期も含めて審議というのであれば、次回7月29日の料金審議会で、この議会においてアクア・シンフォニー計画中間見直しの令和8年度以前の改定は行うべきではないという意見があったということ投げかけていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

次に、質問事項2番と3番は、料金値上げの生活への影響についてです。

愛知中部水道企業団令和6年度予算編成方針において、個人消費は依然力強さを欠いておりと分析されております。このような情勢の中で水道料金改定を行うことは、住民生活を圧迫することにつながるのではないのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 水道料金の改定となれば、住民生活に影響を与えることになると考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 続けて3番。それでは、料金審議会では、水道を利用する住民の生活実態をどのように捉えていますか。水は生活に欠かせないものであり、過度な節約・節水は健康や衛生面に支障をきたします。水道料金を値上げすることにより、入浴回数を減らすなど、生活の質が下がることは想定されませんか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 料金審議会では、水道を利用する住民の生活実態をどのように捉えているかについてでございますが、料金審議会の中でも、例えば、世帯構成として、夫婦2人プラス子供1人の場合、単身世帯の場合など、モデルケースで水道料金がどの程度上がるかを示すことはできるかという御意見をいただきましたが、企業団といたしましては、

各使用者の家族構成を知るすべを持ち合わせていないため、使用水量ごとの値上がりしかお示しすることができませんと御回答させていただいたところでございます。

また、生活の質が下がることの想定についてでございますが、先ほどもお答えしましたとおり、水道料金の値上げを行えば、御負担をかけることは十分認識しております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

本企業団の総配水量の約8割が生活用水量です。より具体的にモデルケースも示すべきです。

昨年度実施されたお客様アンケートでも、子育て世帯の方から今でも大きな負担だと、子供が多ければ洗濯物もトイレの頻度も増える、入浴に使用する水の量も人数分増えるのは当たり前だという声も寄せられています。

例えば、請求が来る2か月単位でいいますと、日進市の3人家族でメーター口径13ミリ、45立方メートルの水を利用した場合、現行では6,402円です。下水道利用の場合は一緒に請求が来るので、下水道分4,785円、合わせて1万1,187円になります。そして、この同じ水量で、料金審議会で示されている平均改定率20.4%案の場合は、水道料金は7,892円と1,490円の値上げ。この御家庭での改定率は23%となります。

また、日進市の場合は、令和7年度より下水道料金の値上げも検討されていて、この値上げの料金を含めると6,083円となります。今のままだと、ほぼ同じ時期に水道も下水も一緒に値上がりとなり、この御家庭では1万1,187円から1万3,975円へと2,788円の負担増となります。

企業団としても、各市町の下水道改定の動向などもつかんでいると思います。これらも踏まえて、実際の住民に対する請求が幾らになるのか、もっと審議会でも示して議論をすべきだと申し上げます。

また、以前、日進市では、下水道値上げのとき、ちょうど水道の生活用水は値下げの改定時期だったと聞いています。これで住民生活も助かったと私は思います。

また、先ほどの御答弁で、負担をかけるということは十分認識されているとのことでした。それでは、負担を軽減するという考えや施策はあるのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 少量使用世帯への負担軽減を考慮した料金体系を料金審議会

へ提出しているところでございます。また、現提案を超えたこれ以上の配慮については難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 具体的にお聞きします。

令和6年3月の定例会の答弁で、生活に欠かせない部分の水量について、負担軽減を考慮した料金体系を維持していきたいと答弁されています。この考えで料金審議会にも提示されますか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 先ほど答弁しましたとおり、少量使用世帯への負担軽減を考慮した料金体系を料金審議会へ提案したところでございます。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） また、生活に欠かせない部分の水量とはの質問には、生活用水への配慮から1か月当たり20立方メートルまでの使用料金を値下げした。これは平成25年度の改定ですが、この辺りが基準になってくるのではと答弁されています。この考え方に変わりはないですか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 考え方に変わりはありません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。考え方は分かりました。

しかし、実際ですが、質問4に移ります。

料金審議会において、幾つかの料金改定シミュレーションが示されましたが、全てにおいて小口利用者の改定率が一番高くなっております。生活費に占める水道料金の割合が高い低所得者層の負担割合が最も高くなることが想定されます。これは、料金体系を見直す場合の公平性、そして今おっしゃられた考え方に相反するのではないのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 改定前後の改定率で比較を行いますと、改定割合が小口利用者の方が高くなっておりますが、現在料金審議会において公平性も含め、料金体系の妥当性

について御審議をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） しかし、実際には累進度や逓増制の割合を低くした案が料金審議会に出されています。逓増制の割合を高くし、その分生活用水への配慮として20立方メートルまでは改定しないという案は出されなかったのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 平成25年度の使用水量の第1区分と第2区分の値下げ改定により、使用料金の逓増度は改定前より高くなっている現状ですので、今回の料金審議会には逓増度を軽減する案を提出しております。

御質問の逓増制の割合を高くし、その分生活用水に配慮して20立方メートルまでは改定しないという案は提出しておりません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） なぜ、現行料金より、以前の平成25年度の料金と比較して説明されるのか、私は理解できません。利用者にとっては、今、現行よりどれだけ改定されるのかが大問題です。この間、物価高で大変な中、水道も値上げになるのかという今の住民の不安にどう向き合うのかが問われています。この生活用水の値上げを回避するために、もう一つ再質問をします。

現行は、使用水量を第7区分までとし、使用水量が151立方メートル以上は使用料金1立方メートル当たり275円と頭打ちになっています。使用水量の区分を増やすことは考えられなかったのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 第1区分の使用料金単価の引上げ額を平成25年度の値下げ改定前の単価である60円を上限とした、少量使用者に配慮した案を提示させていただいております。このようなことから、使用水量の区分を増やすことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 料金体系の妥当性、特に、先ほど御答弁のあった、少量使用世帯、生活用水への負担軽減を考慮した料金体系というのであれば、料金審議会に逓増制を現行の

まま据え置いたもの、通増制を高くしたもの、そして使用水量の区分を増やしたもののシミュレーションも示すべきではないでしょうか。

少量使用世帯に配慮した案といいながら、平成24年度の単価まで引き上げる、少量使用世帯の値上げありきの考え方が企業団、事務局にあるのではないかと指摘せざるを得ません。料金審議会は、企業団、事務局の提示資料に基づいて審議されます。住民生活に寄り添った料金改定のシミュレーション資料を出すべきではないでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 審議会に提示しておりますシミュレーションにつきましては、日本水道協会が示しています水道料金算定要領に基づき作成しているものであり、少量使用者の値上げありきで作成しているものではございません。引き続き、料金審議会で御審議をいただき、様々な立場で御参加いただいております委員の皆様から意見を賜りたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） おっしゃっていることとやっていることが違います。実際に事務局案を出している料金シミュレーション、先ほど私から試算も紹介しました平均改定率20.4%の場合でさえ、少量使用世帯、少量使用者、13ミリ口径の基本料金の改定率が37.5%、使用水量第1区分の改定率が46.3%ですよ。第3区分で12.2%、以降使用水量が多くなるほど改定率は下がり、115立方メートル以上の大口第7区分の改定率は5.4%です。これが、事務局案が提示した平均改定率20.4%の中身です。

年金額や給料が物価高に追いつかない中で、このライフラインである水道の値上げの負担率の高さは本当に生活苦を招きますし、やめるべきです。

今御答弁のあった水道料金算定要領、これは総則には次のように書かれています。水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与するよう配慮されなければならないと総則に書かれています。

水道料金が高くなるので、お風呂の回数を減らすとか、不衛生な生活になってしまうというようなことは本来あってはなりません。水道は空気と同じで、生きていくために絶対必要なものです。一人一人がよりよく生きていくための権利であり、憲法25条、生存権のための土台です。だからこそ、営利目的ではなく、福祉の視点が貫かれているのです。そして、憲法25条には、国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及

び増進に努めなければならないと規定されています。この視点で、より積極的に国にも働きかけていってください。

最後の質問になります。

5番目、第4回料金審議会です事務局から全国の水道企業団が抱える諸問題を要望書として集約し、国の関係省庁に対し陳情を行ったとの報告がありました。この陳情項目に水道料金の値上げを抑制するための項目も入っていますか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 陳情項目には入っておりません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 今後は要望されますか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 水道事業は独立採算制が原則でございますので、これまでの陳情を継続し要望していく次第でございます。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 最後に意見を述べます。

今年度、愛知中部水道企業団の企業長は、この陳情を行った全国水道企業団協議会の副会長です。是非とも、住民生活を守るため、もっと国が積極的に財源を回すよう、より積極的に提案してください。

水道はインフラです。インフラの老朽化も含めて、全て完全な独立採算で行うのは不可能ではないでしょうか。物価上昇の影響は、管路工事で令和3年度から令和5年度までの2年間で16%上昇との答弁も以前ありました。せめてこの分の上昇分は、インフラ整備として公費を投入すべきです。何より、審議会です示された料金改定をしても、現行の管路更新率1.25%を維持するのは難しく、管路更新率を1%に引き下げなければ予算編成が不可能ということ自体、完全独立採算が成り立たないことを意味するものです。水道管の老朽対策をどうするか、料金の値上げでは解決できません。抜本的な公費投入を含めた財源の改革が必要です。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、4番、ごとうみき議員の一般質問を終わります。

続きまして、1番、浅井たかお議員。

- 1番（浅井たかお議員） 愛知中部水道企業団管内における有機フッ素化合物（PFAS）の状況について質問いたします。

このところ新聞や雑誌等で特集を組まれて、私はこのPFASという呼び名を初めて知りました。このPFASは、約1万種あるとされる有機フッ素化合物の総称ですが、既に生活用品や消防に関連する資材等にも広く利用されています。もともと自然界には存在せず、分解もされにくく、水などを介して人体に取り込まれますと、臓器などに蓄積されてしまう。WHOや米国の学会などでは、健康リスクとして発がん性や乳児・胎児の発育低下などが指摘されています。そして、PFASのうち、特に有害性の高いものが全国各地の河川や地下水などの水源地で相次いで検出されているというので、日頃私たちが配水、給水されている水はどうかと思い、幾つか質問をいたします。

1点目、本企業団は、このPFASの検査を実施していると聞いていますが、いつから検査を始めていますか。

- 議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

- 次長（技術）（鈴木由紀夫君） 技術担当次長の鈴木でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

検査につきましては、PFASのうち、幅広い用途で使用されてきたPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）とPFOA（ペルフルオロオクタン酸）の合算値を水質管理目標設定項目になりました令和2年度から実施しております。

以上です。

- 議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

- 1番（浅井たかお議員） 検査をやっておられるということですが、その検査の結果はどうでしたか。

- 議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

- 次長（技術）（鈴木由紀夫君） 国の暫定目標値であります1リットル当たり50ナノグラム以下に対し、測定限界値であります5ナノグラムを全ての検査箇所で超過したことはございません。

以上です。

- 議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。



○1番（浅井たかお議員） ありがとうございます。

それで、水質検査はどのような場所で行っていますか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 自己水源であります井戸と浄水施設出口及びお客様へ配水している蛇口で実施しております。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 場所は分かりました。この場所ですけど、何か所で実施しておられますか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 令和2年度は、自己水源であります井戸3か所と浄水処理施設出口で2か所、令和3年度以降は、自己水源の井戸を2か所、浄水処理施設の出口で2か所、お客様へ配水している蛇口8か所で実施しております。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 次、2点目に移ります。

現在、国が打ち出しているPFAS濃度の目標値、暫定目標値と今なっているそうですが、PFOSとPFOAの合算値50ナノグラムですが、万が一この目標値を超過した場合、企業団はどのような対応を考えておられますか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 企業団の対応につきましては、自己水源の取水及び配水を停止いたします。

また、県営水道の対応につきましては、愛知県企業庁に確認したところ、浄水処理過程で活性炭注入により暫定目標値以下に低減させる対策を実施するとの回答がございました。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） よく分かりました。ありがとうございます。

3点目です。次に移りますね。

木曽川源流域やその周辺にPFAS関連の事業所や産業廃棄物投棄等の有無についての確認はされていますでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 浄水場の水源であります木曾川流域状況に関しまして、愛知県企業庁に確認したところ、P F A S 関連事業所や産業廃棄物投棄等の把握はできていないため、定期的な水質検査を継続して実施していくとの回答がございました。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 次、4点目に移ります。

このP F A S について、水道利用者には周知はされていますでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 企業団ホームページにて、検査結果の方を公表しております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） ホームページに公表されているということを以前にも私個人的にお聞きしましたので、ホームページを確認しました。確かに水質検査結果には記載されていますけれども、その水質検査の結果の種類も様々あり、複雑でどこにあるか見つけにくく、水質検査の結果も下の方に小さい字で書いてある程度で、非常に分かりにくいと感じました。

昨今では、新聞、雑誌、テレビなどで報道されており、気になる方も多いと思うので、広報紙「ふれっしゅ水道」などに掲載したり、よりホームページで分かりやすく掲示したりするなど、水道利用者にとって分かりやすく伝える工夫をもう少し考えてみてください。今後安心、安全な水の供給に努めていただき、必要なことは利用者の方に分かりやすく公表していただくようお願いいたします。これで一般質問を終わります。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、1番、浅井たかお議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決

○議長（若園ひでこ議員） 日程第6、議案第5号 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田局長。

○局長（山田紀夫君） 局長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第5号 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について御説明いたします。

お手元の令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算書を御覧いただきたいと思ます。

1枚はねていただきまして、議案の本文を朗読させていただきます。

令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計に生じた利益は、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算を同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年7月25日提出。

2ページ、3ページを御覧いただきたいと思ます。

こちらは、1、令和5年度愛知中部水道企業団水道事業決算報告書でございます。

予算の執行状況で、消費税込みの額となっております。

初めに、（1）の収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款水道事業収益は、予算額、右から4列目になりますが、77億2,574万4,000円に対しまして、決算額は76億4,788万6,088円で、主に水道料金収入で、水道事業収益全体で7,785万7,912円の減となりました。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は、予算額、右から5列目になりますが、65億7,988万5,000円に対しまして、決算額63億2,518万6,077円で、第1項営業費用の主な費用は、県営水道の受水費、減価償却費、維持修繕費、職員給与費などがございます。また、第2項営業外費用は、借入企業債の支払利息、支払消費税や過年度分水道料金の減免でございます。

なお、水道事業費用全体といたしましては、2億5,469万8,923円の不用額が生じました。

4ページ、5ページをお願いいたします。

初めに、（2）資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款資本的収入は、繰越額に係る財源充当額を含めた予算額、右から4列目になりますが、14億3,578万5,906円に対しまして、決算額は10億3,750万4,231円で、第3項の工事負担金や第4項の固定資産売却代金を合わせまして、収入全体で予算に比べ3億9,828万1,675円の減となっております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、繰越額を含めた予算額、右から7列目、48億986万1,300円で、主に第1項の建設改良費で行いました第2次水道施設整備計画に基づく耐震化事業や老朽管更新事業、第2項の企業債償還金などで、建設改良費において翌年度への繰越額、右から5列目になりますが、こちらが3億160万2,400円でございますので、支出全体でこれを差し引いた5億5,220万4,544円が不用額となりました。

また、欄外の記述は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん説明でございます。資本的収支の不足額29億1,855万125円は、減債積立金1,300万円、建設改良積立金2億2,793万5,125円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億7,083万3,252円、過年度分損益勘定留保資金18億1,988万8,804円及び当年度分損益勘定留保資金5億8,689万2,944円で補てんをいたしました。

6ページをお願いいたします。

こちらは、2、令和5年度愛知中部水道企業団水道事業損益計算書で、消費税抜きとなっております。

1の営業収益は、主に水道料金収入であります給水収益で、2の営業費用は、主に(1)の原水及び浄水費に含まれております県水受水費、同じく(1)の原水及び浄水費から(3)の総係費に含まれております維持修繕費、職員給与費、委託料などや(6)の減価償却費、(7)の資産減耗費、これらに3の営業外収益と4の営業外費用を差し引いた経常利益は10億3,653万1,345円となり、これに5の特別利益1,235万576円を加えた当年度純利益は10億4,870万5,362円となりました。

また、前年度繰越利益剰余金2億9,812万4,022円と、令和5年度に使用した減債積立金及び建設改良積立金の取崩しにより生じたその他未処分利益剰余金変動額2億4,093万5,125円を合わせました当年度未処分利益剰余金は15億8,776万4,509円となっております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

こちらは、3、令和5年度愛知中部水道企業団水道事業剰余金計算書でございます。

表の上から7行目の処分後の残高欄、ここでは令和4年度までの資本金と剰余金の状況で、すぐ下の8行目の当年度変動額の欄が令和5年度の増減の状況を示しております。

表の右から3列目の未処分利益剰余金の列の下から4行目の減債積立金の取崩し額1,300万円、その下の行の建設改良積立金の取崩し額2億2,793万5,125円並びにその

下の当年度純利益10億4,870万5,362円を合わせた、3行上になりますが、当年度変動額12億8,964万487円が本年度の増加額として計上されております。

なお、表の一番下の行にあります資本金を始めとした各項目の当年度末の残高、それぞれの額は、13ページにございます貸借対照表の資本の部の各項目の額と同じでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

こちらは、4、令和5年度愛知中部水道企業団水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

表の1行目、一番右列にあります未処分利益剰余金の当年度末残高15億8,776万4,509円を地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をいただきまして、上から3行目、減債積立金に900万円、今後の施設整備更新事業等の財源として、その下の行の建設改良積立金に1億6,652万8,275円をそれぞれ積立てし、令和5年度に使用した減債積立金と建設改良積立金の取崩し額、長期前受金戻入額を合わせました、次の行にございます10億9,321万7,129円を資本金へ組入れし、残額の3億1,901万9,105円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、11ページから13ページは、5、令和5年度愛知中部水道企業団水道事業貸借対照表でございます。

令和6年3月31日現在における企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせた、12ページ上から6行目、資産合計と、その所得の源泉となります、13ページの一番下、負債資本合計は、それぞれ同額の585億3,223万6,277円となっております。

14ページ、15ページは、決算書類の作成に当たり採用した会計処理の基準及び手続を示した6の注記表となっております。

17ページ以降は、決算附属書類、財務諸表附属書類でございます。

以上で、令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 説明は終わりました。

続いて、議案第5号に対し、代表監査委員より決算審査の報告及び経営健全化審査の報告を求めます。

都築一浩代表監査委員。

○代表監査委員（都築一浩君） 監査委員の都築でございます。

議長より御指名がございましたので、監査委員を代表いたしまして、令和5年度決算審査

の結果について御報告を申し上げます。

令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算につきましては、企業長から提出されました決算報告書及び財務諸表に基づき、去る6月26日、月岡監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、決算報告書及び財務諸表が、水道事業の財政状態及び経営成績を明瞭かつ適正に表示されているかを検証することに留意し、関係職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否等につきまして審査をいたしました。

その結果につきまして申し上げますと、決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法及びその他の関連法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、水道事業の財政状態及び経営成績は適正に表示されているものと認められました。

令和5年度本企业団会計決算に係る審査内容の詳細につきましては、決算審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、御精読をいただきたいと思います。

この場におきましては、本企业団水道事業会計の現状と監査委員としての意見を若干申述べ、報告とさせていただきます。

令和5年度の決算を総括しますと、収益的収支は純利益を計上し、資本的収支につきましては、不足額を補てんできている点からすれば、おおむね問題がない状況にあるといえます。しかしながら、物価上昇等の影響により、工事費を始め事業費の増加が見込まれるため、今後においては、人口動向など将来推計を再考し、事業計画に対する水道料金水準の妥当性を検討するなど、将来にわたり安心、安全、安定的に水道水を供給するための資金確保と事業計画の推進に努めていただきたいと思います。

また、各地で頻発する震災を他人事と捉えることなく、水道管更新を始めとした水道施設整備計画や地震防災対策要綱に基づく震災への備えを行うことにも引き続き努めていただきたいと思います。限りある財源を合理的かつ効率的な事業を実施し、基本理念を体現できるよう計画的に事業を推進するよう期待し、令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算審査の意見といたします。

次に、基金の運用状況について報告をいたします。

水道水源環境保全基金は、水源環境保全事業の推進を図る目的で積立てをしておりますが、その基金を活用した「水源の森」森林整備協定に基づく造林事業は、当初の計画どおりの面積確保が難しい状況がここ数年続いております。助成金交付予定額2,076万3,469円

に対し、交付額は1,154万6,369円で、交付率55.61%、面積については、森林整備のみでは計画278.57ヘクタールに対し、実施したのは138.70ヘクタールで49.79%となっております。基金の積立額も膨らんでいる状況でありますので、現況での課題を踏まえ、基金の有効活用と森林整備の推進に向け、上流域との一層の協議・連携を図られるよう要望し、基金運用状況の決算審査の意見といたします。

続きまして、令和5年度水道事業会計経営健全化審査につきまして、御報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、企業長から提出されました令和5年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に行われているかを主眼に審査をいたしました。

その結果につきまして申し上げますと、いずれも適正に行われており、健全な経営状態にあることを認めましたので、報告をいたします。

審査の内容につきましては、経営健全化審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、御精読いただきたいと思います。

以上をもちまして、監査委員を代表いたしまして、決算審査及び経営健全化審査の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若園ひでこ議員） 御苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

議案第5号について質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

4番、ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） 4番、ごとうみきです。

それでは、通告に従い3点質疑をいたします。

まず1点目、決算書の6ページ、当年度純利益についてです。

10億4,870万5,362円の当年度純利益となり、これは前年度比で1,147万894円の増額です。物価上昇や有収水量が減少している中で、これだけの純利益が出せたのはどうしてでしょうか。

2点目、決算説明書の7ページ、資金残高についてです。

留保資金が21億5,103万3,330円です。これはアクア・シンフォニー計画の令和5年度留保資金見込み14億7,399万円より6億7,803万円多い金額となっております。毎年、計画時より留保資金が多くなっているのはどうしてでしょうか。

最後3点目、決算書の40ページなど、雑支出等についてです。

能登半島地震への支援費用は、派遣職員の人件費なども含めて延べ幾らとなったのでしょうか。また、この費用は、国からの補助金などで何割程度が補てんされるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしくをお願いいたします。

私からは、1項目目と2項目目についてお答えさせていただきます。

初めに、1点目の当年度純利益についてでございますが、令和5年度の純利益10億4,870万5,362円の中には、長期前受金戻入が含まれておりますので、実質的な純利益は1億9,642万3,358円となります。給水収益は予算に対して減少しておりますが、費用も予算に対し収益減少額以上に減少したため、純利益を生むことができております。

次に、2点目の計画時より留保資金が多くたまっていることについてでございますが、アクア・シンフォニー計画に比べ、令和5年度末までに借り入れた企業債が計画9億円に対し、実績は15億円と6億円増えていること、令和5年度末の留保資金には令和6年度への繰越した建設改良費3億円が含まれていることにより21億5,103万3,330円となっております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 技術担当次長の鈴木でございます。よろしくをお願いいたします。

私の方からは、3点目についてお答えさせていただきます。

能登半島地震の支援費用につきましては、人件費、旅費等を含め、総額594万4,942円でございます。

また、この費用に関する補てん割合につきましては、現在、愛知県を經由して石川県に求償申請を提出しており、今後内閣府による精算監査の後、令和7年3月頃補てん額が決定されることとなっていることから、現段階ではお示しすることができません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。



それでは、1点のみ再質疑を行います。

能登半島の支援についてです。

派遣職員人数、延べ48名、派遣期間74日間と、これは東日本大震災の支援活動の倍規模の派遣だったとホームページを見て分かりました。派遣職員さんの感想はどのようでしたか。また、支援活動の内容や災害時の教訓、予防策などは企業団や構成市町などで共有はされたのでしょうか。お願いします。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 再質疑についてお答えいたします。

派遣職員からの感想につきましては、現在取りまとめ中でございますが、今回の主な支援活動は、個別の市民給水から給水拠点に設置された仮設給水タンクや既存の受水槽への拠点給水活動でございました。これにより、給水する側も給水を受ける側も効率的であったと感じました。

また、構成市町防災担当部署へは、既に今回の活動内容の状況等を説明いたしました。今後も情報共有の在り方など、打合せを密にしていく予定でございます。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、4番、ごとうみき議員の質疑を終わります。

続きまして、1番、浅井たかお議員。

○1番（浅井たかお議員） それでは質問させていただきます。

説明資料の2ページの中にあります管路更新率や基幹管路、全管路の耐震化は目標値を上回っていますが、7ページの配水設備改良費は、繰越額を含めても執行率81.4%とやや低い。その理由は何でしょうか。

2つ目、そのまま説明資料7ページの工事負担金収入が執行率55.5%と大幅に低いです。その理由は何でしょうか。

3つ目、6ページの雑収益が執行率143.9%と高いのですが、概要には行政財産目的外使用料他とありますが、どのようなものがあるのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 技術担当次長の鈴木でございます。よろしく願いいたします。

私の方からは、1点目と2点目についてお答えいたします。

初めに、1点目の配水設備改良費の執行率が81.4%の主な理由につきましては、受託

事業であります区画整理事業の遅延により工事が延期となりましたことによるものでございます。

続きまして、2点目の工事負担金収入の執行率が55.5%の主な理由につきましては、先ほども答弁いたしました受託事業であります区画整理事業の遅延により工事が延期となりましたものでございます。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしく願いいたします。

私からは、3点目の雑収益にはどのようなものがあるかについてお答えさせていただきます。

この雑収益につきましては、行政財産目的外使用料のほかに、水道サービス協会からの返還金、みよし市三好町前田地内の配水管漏水で発生した信号機損傷に伴う保険金などがございます。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では、再質問をさせていただきます。

1点目、配水設備改良費について、区画整理事業の遅延とのことですが、幾つの箇所が延期されているのでしょうか。

また、未執行のうち3億160万2,400円は翌年度繰越しとなっておりますが、5億4,622万3,931円が不用額となっております。これは工事が完全に中止となっているのか、それともいつ実施できるか不明ということなのか、どのような状況でしょうか。

2点目、工事負担金の減額約4億円が区画整理事業の遅延との説明でしたが、これに対して翌年度繰越額と不用額の金額を合わせて約8億5,000万と大きいですが、その理由をお聞かせください。

3点目、雑収益について、行政目的外使用料のほかに、水道サービス協会からの返還金があるとのことでした。できましたら、簡単にその仕組みを教えてください。水道サービス協会に支払っているのはどのような費用で、なぜ予算よりも大きな余剰金が発生したのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 再質疑についてお答えいたします。

1点目と2点目は関連した内容でございますので、合わせてお答えいたします。

工事の延期となりました区画整理事業は、豊明地区1事業、日進地区2事業でございます。

これにより、主な収入であります工事負担金の減額及び支出であります配水設備改良費の繰越額と不用額が発生したことが理由でございます。

なお、不用額には、このほかに工事の入札による請負残も入っております。

また、延期となりました工事の実施時期につきましては、現在のところ調整中でございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 私からは、3点目の再質疑についてお答えいたします。

最初に、水道サービス協会に支払っている費用についてでございますが、水道施設の維持管理業務として、公道漏水調査業務、仕切弁点検操作業務といった調査・点検業務や公道漏水等に伴う修繕業務などの費用でございます。

次に、なぜ予算より大きな余剰金が発生したかについてでございますが、水道サービス協会は実費弁償方式により事務を行っており、1年間の収支を比較し、余剰金が発生した場合は企業団に返還することとなっております。そのため、予算段階では余剰金が発生することは見込んでおりません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、1番、浅井たかお議員の質疑を終わります。

以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 4番、ごとうみきです。

令和5年度決算について、賛成の立場で討論をいたします。

まずは、1月1日発生の能登半島地震、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。そして、愛知中部水道企業団としていち早く現地での支援活動に行ってください、本当にありが

とうございます。

先ほども御答弁にありましたが、私たちは能登半島地震を経験し、多くのことを学び、そして命、生活の水の大切さを痛感いたしました。水道に関わる皆さんだからこそ、余震がある中、また道路整備もできていない現地で、それこそ危険もある中で、水を届ける使命感、水道のスキルがあるからこそその支援活動だったと思います。

これらの経験も踏まえて、今年度より愛知中部水道企業団内に危機管理グループという新たな体制もできております。より一層、各市町とも連携し、課題などを明らかにし、頑張っていたいただきたいと思います。

また、ライフラインの重要性、整備をどうしていくのか、企業団の財政の考え方も含めて考えるときに来ているのではないのでしょうか。令和4年度決算意見書には、企業団水道事業の転換期を見極めとも書かれています。文字どおり、令和5年度はそのただ中の年度だったと思います。特に財政面では、物価高騰の中、どのように目標計画どおりの管路整備を行っていくのか、本当に職員の努力、知恵と工夫、苦労があったのではと決算を見て思います。特に工事単価が増える中で、予算の範囲内において、アクア・シンフォニー計画どおりの管路更新率1.25%実施を目指し、最終的には1.27%の管路更新率となったことなど、適切な工事が行われたと思います。

また、先ほど答弁がありました、令和3年度からのアクア・シンフォニー計画より企業債の借入総額が増えているとのことでしたが、令和5年度は当初予定どおりの借入れであり、必要工事と併せても適切だと思えます。

同時に、耐震化などの管路整備の財源をどう賄うのかと考えたときに、減少している工事負担金をどう確保するのか、新規工事としての工事負担金に代わる資本的収入の確保がどうしても必要だと私は痛感いたしました。令和5年度決算で、資本的支出の建設改良費に対する工事負担金の割合は13%まで減っております。

過去の例でいえば、例えば平成10年代の第2次拡張事業時は、建設改良費に対する工事負担金は50%から70%はあったのではないのでしょうか。現在、新しい管を入れるというより、保守、老朽化・耐震化対策へと切り替わっていますが、これに対する資本的収入がほぼないというのが問題です。だから、料金改定をするという発想ではなく、この発想だと、際限なく料金を値上げし続けられない限りは、今後の管路改修費の増加に追いついていきません。そして何より、能登半島地震の教訓からも、管の老朽化・耐震化はインフラ整備として、せめて現行の目標値を下回らないという令和5年度実績のような確固たる政策が必要ではない

でしょうか。そのための資本的収入を確保していく、国や県からの耐震化、インフラ整備の補助金の増額は必ず必要です。是非、企業団、そして構成市町挙げて公費の確保を求めてください。そして、構成市町も企業団の独立採算制ということに甘んじるのではなく、住民のライフラインと一緒に整備をしていく、この姿勢で公費投入への検討を始めるべきです。

令和5年度決算では、構成市町からの収入はありませんでした。本来なら職員の児童手当は一般会計から入れるとされておりまして、国からの物価高騰重点支援地方交付金の対象に地方公営企業も対象との通知がありました。早期に対応されますよう申し上げます。

最後に、本当に職員の皆様の努力により、良好な経営状況を維持し続けているということに敬意を示し、だからこそ料金改定を急ぐ必要はないですし、住民の負担を増やす前に構成市町の努力、資本的収入の在り方の抜本的議論が必要ではないかと申し上げ、討論といたします。

○議長（若園ひでこ議員） 反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園ひでこ議員） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字その他の整理は議長に委任されたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

---

◎企業長あいさつ

○議長（若園ひでこ議員） それでは、企業長より御挨拶をお願いいたします。

近藤裕貴企業長。

○企業長（近藤裕貴君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日上程をさせていただきました議案につきましては、慎重なる御審議を賜り、原案どおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

令和5年度決算につきまして、都築代表監査委員様より、おおむね問題ない状況にあるとの御意見をいただいたところでございますが、今後は人口動向など将来推計を再考し、事業計画に対する水道料金水準の妥当性を検討するなど、将来にわたり安心、安全、安定的に水道水を供給するための資金確保と事業計画の推進に努めることとの御要望も併せて頂戴いたしました。

今後、第3次アクア・シンフォニー計画の基本理念でございます「水源から蛇口まで、みんなに気持ちいい水道」、この実現に向け、各種事業の効果的な執行に取り組んでまいりますので、皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、季節柄何かと御多用かと存じますが、くれぐれも御自愛をいただき、一層の御活躍をお祈り申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（若園ひでこ議員） ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（若園ひでこ議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時20分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年 7月 25日

議 長 若 園 ひ で こ

署 名 議 員 武 谷 と し お

署 名 議 員 藤 川 仁 司